

自動車リサイクル法の登録・許可を受けていますか！？

●自動車リサイクル法とは？

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適切かつ円滑に実施するための措置を講ずるものです。

登録・許可を受けずに自動車リサイクル法の該当業務を行うと罰則が科せられる可能性があります。

●登録や許可が必要？罰則はあるの？

使用済自動車(廃車)を最終ユーザーから引取るには引取業者として登録を受けることが必要となります！！

登録が必要となる行為の例

最終ユーザー

自動車整備工等



解体業者

☆所有者が廃車の意思を示したものを引取る場合には、引取業登録が必要

廃車希望



引取り

運搬



解体

☆修理に持ち込まれた車を廃車とする場合、解体業者への運搬を行うには引取業登録が必要

修理希望



修理

修理断念
所有者承諾の下
廃車決定

引取り

運搬



解体

修理可能

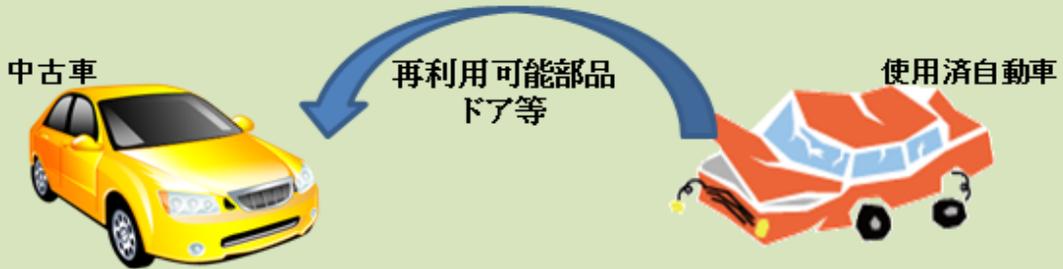


※登録を受けずに使用済自動車を引き取った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

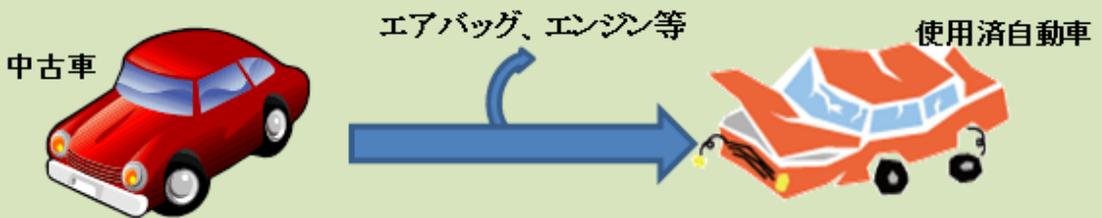
**修理のために使用済自動車から部品取りを行う場合でも
解体業者として許可を受けることが必要となります！！**

許可が必要となる行為の例

☆中古車を整備するために使用済自動車からパーツを取り外す行為



☆中古車を整備という名目でエアバッグや再利用可能部品をとり、結果当該車両が使用済自動車になってしまう場合



目的によらずハーフカット、エンジン・車軸・サスペンションの取り外し行為などを行う場合には**解体業の許可が必要**となります

※許可を受けずに解体行為を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

**上記内容以外でも「これって引取り行為？」
「これは解体行為になるの？」と気になったらご相談を！**

機関名	連絡先	管轄地域
仙南保健所環境廃棄物班	0224-53-3118	白石市・角田市・刈田郡・柴田郡・丸森町
塩釜保健所環境廃棄物班	022-363-5501	塩竈市・多賀城市・富谷市・宮城郡・黒川郡
塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	0223-22-6295	名取市・岩沼市・亶理郡
大崎保健所環境廃棄物班	0229-87-8002	大崎市・栗原市・加美郡・遠田郡
石巻保健所環境廃棄物班	0225-95-1418	石巻市・登米市・東松島市・女川町
気仙沼保健所環境廃棄物班	0226-22-5127	気仙沼市・南三陸町
廃棄物対策課	022-211-2648	仙台市内又は県外に住所のある個人及び法人

※仙台市内に事業所がある方の窓口

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課（電話 022-214-8236）